

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

遊佐の食素材ブラッシュアップによる雇用創出計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

山形県飽海郡遊佐町

3. 地域再生計画の区域

山形県飽海郡遊佐町の全域

4. 地域再生計画の目標

遊佐町は山形県の最北端に位置し、北には秀峰鳥海山を境に秋田県と接し、東は出羽丘陵に囲まれ、西は庄内砂丘を隔てて日本海を臨み、南は酒田市に接している。人口は平成22年1月31日現在で16,222人となっている。

本町は、秀峰鳥海山の恵みをうけた遊佐米の生産地であり、おいしいお米といわれる庄内米の中でも特に食味に優れた米の産地として栄えてきた。

しかしながら、就業別人口の推移をみると稲作を主とする農業の就業者数は、急速に減少しており、平成17年は、平成7年比でマイナス23.8%、実数で648人の減少となっている。

また、基幹産業以外では、鳥海山観光や道の駅鳥海「ふらっと」、西浜海水浴場など、本町へ訪れる年間観光客数は約340万人で県内35市町村中第3位となっている。特に道の駅鳥海ふらっとへは年間約230万人の観光客が訪れ、うち山形県外からの観光客が約7割を占めている。また近年はグリーン&ブルーツーリズムの拠点となる「四季の森しらい自然館」の整備等を行ったほか、アカデミー賞外国語映画賞を受賞した「おくりびと」のロケ地としても注目され、観光客のさらなる増加が期待される。しかし宿泊者数は平成20年度には、平成15年度比で22%、実数で6,035人減少している現状にあり、通過型観光が多く有利な面を活かしきれていない。

さらに本町では商店街の衰退が進行しており、町全体の商店はこの10年間で1/3程度が廃業、閉鎖となっている。また、そこで働く従業員数も約20%減という状況にあり、中心商店街の商業の再興へむけた取り組みが必要となっている。工業分野では、町内には町が主体となり造成した工業団地が2つありそれぞれ完売しているが、県が造成した鳥海南工業団地は、区画面積の約半分が未分譲のままとなっている。さらに町内の4人以上の工業事業所数はここ10年間で約30%減となっており、そこで働く従業員数は約50%減という状況にある。また町内には零細企業が多く、経済動向の影響を受けやすい。

このように本町のこの10年間の雇用環境は、農業から観光産業へのシフトが徐々に行われ

ているものの、町内事業所の閉鎖・廃業等により雇用の受け皿が少なくなり、悪化している。

町では、こうした状況に対し、企業誘致や町内企業の支援に加えて、農業や観光を中心とする産業支援を行い地域資源のブラッシュアップによる元気で活力のあるまちづくりのために、平成 17 年に官民一体となった事業推進組織である「遊佐ブランド推進協議会」を設立した。その目的は、地域資源のポテンシャルを磨きそれを活かす町民のアイデアや実践と行政の施策を融合させ地域から雇用を作り出す「まちの元気づくり」である。

平成 17 年度～19 年度に地域再生マネージャー事業、さらに地域提案型雇用創造促進事業へ取り組んだ後、町単独で遊佐町創業支援センターを立ち上げこのプロジェクトを推進している。平成 19 年 3 月に策定した町の今後 10 年間の方針を定めた「遊佐町新総合発展計画」は、起業や新規分野参入企業への支援拡大、地域資源である農水産物の加工品販売戦略の強化を重要施策として盛り込み、地域資源活用型の雇用拡大を図ろうとしている。

こうした取り組みの中から、農産物の域外販路開拓や、新たな農水産加工品販売に取り組むグループ・企業が立ち上がり、新たな分野での雇用が生まれはじめている。

そこで、地域の食素材である地域特産の農林水産物の栽培、加工、販売、情報発信を行う人材の育成など総合的な取り組みにより町民の創業・起業、関連分野への進出と就業を図るとともに、それぞれの地域事業体の中核的人材育成を行うことで、地域資源である食素材をブラッシュアップすることを通じ農・商・工連携による、雇用拡大と地域活性化を目指すものである。

【目標達成の指標】

地域雇用創造推進事業の実施による新規雇用者の合計（計画期間終了時） 73 名
（常雇 39 人、常雇以外 29 人、創業者 5 人）

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

農林水産関連分野、観光関連分野、商工業関連分野を地域の重点分野とし、地域の食素材である地域特産の農林水産物の栽培、加工、販売、情報発信を行う人材の育成など総合的な取り組みにより町民の創業・起業、関連分野への進出と就業を図るとともに、それぞれの地域事業体の中核的人材育成を行うことで、地域資源である食素材をブラッシュアップすることを通じ農・商・工連携による、雇用拡大を図る。

5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

該当無し

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針にもとづく支援措置

(1) 地域雇用創造推進事業（厚生労働省）【B0902】

①事業主体

遊佐ブランド推進協議会：（構成団体：遊佐町、遊佐町区長会、遊佐町商工会、JA庄内みどり農協、JA庄内みどり農協開発米部会、遊佐町宿泊施設組合、山形県漁協吹浦支所、月光川土地改良区、北庄内森林組合、NPO法人遊佐鳥海観光協会、（財）遊佐町観光開発公社、遊佐町総合交流促進施設（株）、ゆざ交通（株）、酒田農業技術普及課 遊佐町優良特産品部会、遊佐郵便局、遊佐町婦人連絡協議会、遊佐町工業団地友好会、遊佐町銀行協会、遊佐町建設業組合、酒田青年会議所）

②事業実施期間

平成22年7月から平成25年3月

③事業内容

I 雇用拡大メニュー

(i) 地域事業体の中核的人材育成事業

イ 内容

地域事業体の中核的人材に対して新規分野参入等のノウハウ、雇用創出・人材育成に成功している事業所の事例紹介等を行うことで、雇用の拡大を図る。また、生活クラブ生協等の首都圏消費者からのフィードバック等により既存の特産品団体等の特産品ブラッシュアップを図る。

- ・経営人材養成セミナー（商工業事業主、誘致企業等）
- ・特産品のブラッシュアップセミナー（特産品生産団体等）

ロ 事業実施期間

平成22年度～平成24年度

(ii) 農商工連携支援事業

イ 内容

生産者と商工業者を対象とし農商工連携の具体的な取り組み事例を学びながら、ビジネスマッチングの機会を創出し、新たな事業の創出を支援する。

- ・農商工連携セミナー（生産者、商工業事業主）
- ・農商工連携にかかる個別の専門家派遣等

ロ 事業実施期間

平成23年度～平成24年度

II 人材育成メニュー

(i) 農水産物直売分野人材育成事業

イ 事業内容

地域農水産品の直売事業（町内での直売及び首都圏商店街での直売）にかかる販売拡大研修や訓練、視察を行なうことで、交流人口の拡大を図るとともに直売事業を担う中核的人材を育成する。また、園芸作物生産の先進地で友好都市であるハンガリーより生産者を受け入れ、パプリカ栽培技術の研修を行う。生産性の高い新たな農作物の作付け等を学び、直売による新たな流通システムの構築と新規就農者の掘り起こしを行う。

- ・直売所の販売拡大に係る人材育成研修
（商品ディスプレイ、POPデザイン、対面販売訓練研修等）
- ・収益性の高い農産物等の作物栽培技術に関する研修

ロ 事業実施期間

平成 22 年度～平成 24 年度

(ii) 農水産加工品開発・販売分野の人材育成事業

イ 事業内容

首都圏の若者と地域求職者等の交流を通し、共同で地域農水産物を活用した新商品開発や商品のパッケージ研究を行い、農産加工品の生産・加工分野を担う中核的人材を育成するとともに、町内食料品製造業への派遣研修により人材育成を行う。

また、インターネット販売に関する研修や加工品製造に関わる衛生管理研修を通し、地域農産加工品の開発・販売促進を担う中核的人材を育成する。

- ・農水産加工品開発人材育成研修
- ・加工品製造に関わる衛生管理、認可申請研修
- ・インターネット販売、インターネットでの情報発信人材育成研修
- ・創業、組織化に関する研修会

ロ 事業実施期間

平成 22 年度～平成 24 年度

(iii) 「食旅」推進人材育成事業

イ 事業内容

これまでの「自然」を軸として展開してきた観光プログラムに、新たに「食べること」をテーマに加えた宿泊滞在型観光プログラムの作成に向けて、専門家を講師として招聘し地域メニューの開発研修等を行ない、交流人口の拡大を図るとともに「食」を商品としてPRできる中核的人材を育成する。

- ・遊佐カレー等地域メニュー開発人材育成研修
- ・食ツアーリズム人材育成研修

ロ 事業実施期間

平成 22 年度～平成 24 年度

(iv) 耕作放棄地活用特産品開発人材育成事業

イ 事業内容

耕作放棄地を活用したサツマイモ及び新たな作物栽培技術や実証圃での栽培研修を通し、農地環境の改善を図るとともに、栽培した農産物を利用した芋焼酎等の特産品の開発や醸造技術の研修行うことで、2次産業、3次産業へ結びつける担い手を育成する。

- ・耕作放棄地での栽培管理技術や実証圃での人材育成研修
- ・芋焼酎等特産品開発技術研修

ロ 事業実施期間

平成 22 年度～平成 24 年度

III 就職促進メニュー

(i) 情報発信による就職促進事業

イ 事業内容

地域雇用創造推進事業で実施予定の各種事業等をホームページ、チラシ・ポスター、町とハローワークで開催する就職面接会等で事業主・地域求職者・U J I ターン就職希望者等へ幅広く周知を行う。

- ・ホームページの開設
- ・広報用チラシ・ポスター作成
- ・U J I ターン希望者への定住促進を含めた情報提供
- ・事業報告書の作成

ロ 事業実施期間

平成 22 年度～平成 24 年度

5-3-2 支援措置によらない町単独の取り組み

(1) 遊佐型農業の推進

遊佐町は、古来良質米の生産地であり、かつ米作の風土として最も恵まれた地域である。そのため、今後とも町の基幹産業としての持続可能な遊佐型農業をつくる必要があることから、次のような施策の取り組みを行う。

- ・遊佐町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、集落を基軸にした担い手への支援
- ・国内食料自給率向上及び循環型農業の形成のため国内パイオニアとしての飼料用米プロジェクトの一層の推進

- ・転作田を利用した新規パイプハウスの導入や既存の育苗ハウスの活用により、パブリカを中心とする特産園芸作物の栽培拡大をすすめる。
- ・鳥海山の標高差を利用した鳥海ウド、ウルイ、タラノメなど特産山菜の拡大
- ・生活クラブ生協など消費者と生産者の援農交流を促進し、園芸作物の消費拡大、ブランド化を目指す。
- ・町内の直売所や首都圏での直売所を中心に、産地直結の生産者の顔が見える安心安全な農産物の販売を行うため、条件整備をすすめる。

(2) 交流人口拡大を基軸とした観光の振興

①交流人口の拡大による観光の雇用拡大

本町は、日本百名山である鳥海山、十六羅漢、鳥海山湧水群や国指定無形文化財杉沢比山などの観光・体験資源に恵まれ、鳥海温泉遊楽里などの施設も整備されている。さらに、町内各団体等が、これまでそれぞれのノウハウを活かし取り組んできている地域間交流や伝承行事を活かした交流人口の拡大を基軸とした、観光面での雇用の拡大をめざす。町民が草の根交流を続けてきた姉妹都市のハンガリーソルノク市、及び兄弟町の宮城県鳴子町、さらに友好交流都市の東京都豊島区などとの人的交流から企業間・産業間交流などの取り組みをすすめ、交流人口の拡大を基軸にした雇用の拡大を目指す。

②観光基盤の整備

平成18年に従来の遊佐町観光協会を改組し、NPO法人遊佐鳥海観光協会を立ち上げ、さらにJR遊佐駅の合築による改築を実施し、観光案内の一元化を進めている。

また、観光客のニーズに対応できる受入施設の整備・充実及びNPO法人遊佐鳥海観光協会と連携し観光地への観光案内インフラの整備を進め、町内の観光の利便性の向上を図る。

③広域連携の充実

NPO法人遊佐鳥海観光協会、遊佐町総合交流促進施設(株)など地域内関係団体との連携を図り、観光客の受入体制を整備するとともに、鳥海山を中心とした環鳥海地域の自治体との広域連携をすすめ観光事業・情報発信の推進を行う。またきらきら羽越観光圏整備計画事業で羽越本線沿線の秋田・新潟と連携し交流人口の拡大を図る。

(3) 遊佐ブランド推進協議会の取り組み

地域資源のブラッシュアップによる元気で活力のあるまちづくりのために、平成17年に官民一体となり設立。遊佐町の「食」と中心とする優良特産品の認定や、友好都市物産展への出店支援の他、遊佐町創業支援センターを立ち上げプロパーを配置し、

創業・新分野進出への支援、首都圏への地場製品のPR、商品パッケージデザイン支援等を行っている。

(4) 商工業に係る支援

①遊佐町中小企業技術者養成研修補助制度

中小企業の技術力の向上を図るため、業務上必要となる資格の取得や、研修の開催に係る経費の2/3を1社年間上限20万円助成

②平成21年度遊佐町雇用創出対策助成金

雇用の創出・安定を図るため、事業主の都合により失業・退職を余儀なくされた遊佐町在住の方を、公共職業安定所の紹介により雇い入れ、かつ1年以上継続して雇用している事業主の方に対して1人あたり20万円の助成金を交付するもの

③遊佐町商工業メールマガジンの配信

町で実施する商工業振興施策の紹介や国・県・各団体で実施する優遇制度、助成金、融資等の中小企業支援情報、商工業事業者向けセミナーや研修の案内等を平成21年1月より随時配信している

④遊佐町企業奨励条例

投下固定資産3,000万以上又は常用雇用10人以上の事業場の新設・増設、投下固定資産2,000万円以上かつ常用雇用5人以上の事業場の新設をした場合、対象固定資産に係る固定資産税相当額の100%を3年間助成。

(5) 遊佐ビジネスネットワーク協議会の活動

企業誘致、異業種交流による起業の推進、若者の雇用の場確保、地域資源の販路拡大を目的に遊佐町及び庄内地域の各企業、企業団体等の役職員、遊佐ビジネス大使（首都圏の企業関係者）間の情報交換、連携を通じて、本町の産業振興・経済活動の活性化を図る。

6. 計画期間

認定を受けた日から平成25年3月31日まで

7. 目標の達成に係る評価に関する事項

毎年度、遊佐町ブランド推進協議会において、アンケート調査等により雇用状況についての検証を行い、取組みに対する評価を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
該当なし